

4.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1) 環境基本法に基づく環境基準

1) 大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月法律第91号 最終改正 平成30年法律第50号)第16条第1項の規定に基づき、大気汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質の10物質に関して、それぞれ環境基準が設定されている。

大気汚染に係る環境基準は、表 4.2.7-1 に示すとおりである。

表 4.2.7-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 5. ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環告第25号 最終改正 平成8年環告第73号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環告第38号 最終改正 平成8年環告第74号)

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日 環告第4号 最終改正 平成13年環告第30号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日 環告第33号)

2) 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「人の健康の保護に関する環境基準」及び「生活環境の保全に関する環境基準」が定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は全ての公共用水域に適用され、「生活環境の保全に関する環境基準」は河川、湖沼及び海域別に水域の利用目的に応じて設定されている。

水質汚濁に係る環境基準は表 4.2.7-2 に、事業実施区域周囲の河川等における環境基準に係る水域類型の指定状況は図 4.2.7-1 に示すとおりである。

表 4.2.7-2(1)水質汚濁に係る環境基準

○人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102(以下「規格」という)43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環告第 59 号 最終改正 平成 28 年環告第 37 号）

表 4.2.7-2(2) 水質汚濁に係る環境基準

○生活環境の保全に関する環境基準<河川(湖沼を除く)>

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	水道2級、水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN /100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L 以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L以上	—
備考 1. 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる)。 3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼海域もこれに準ずる。) 4. 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。) 試料 10ml, 1ml, 0.1ml, 0.01ml……のように連続した4段階(試料量が 0.1ml 以下の場合は 1ml に希釈して用いる。)を5本ずつBGLB 醗酵管に移殖し、35～37℃, 48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml 中の最確数について最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。						

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注 4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注 5) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環告第59号 最終改正 平成28年環告第37号)

表 4.2.7-2(3) 水質汚濁に係る環境基準

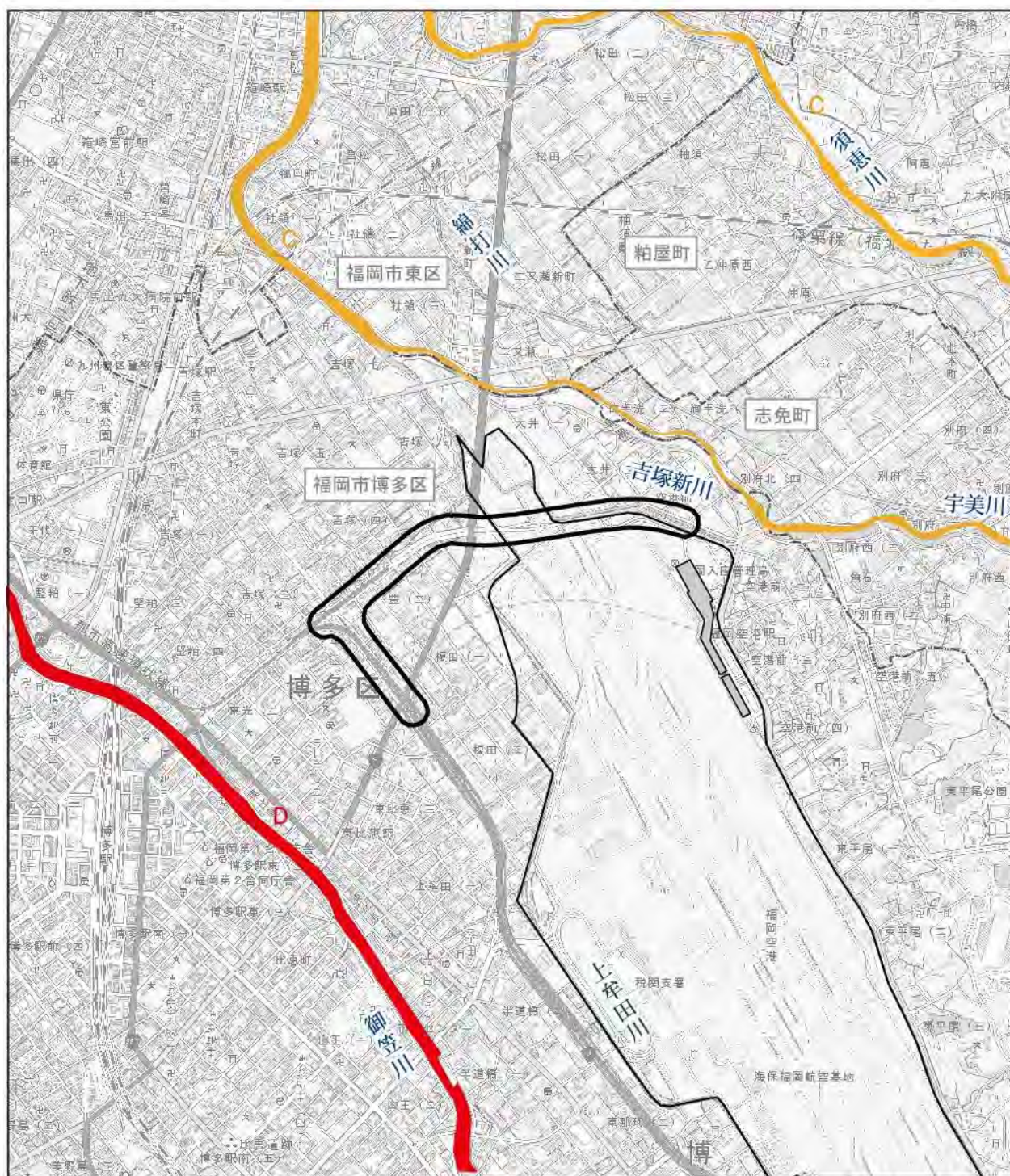
○生活環境の保全に関する環境基準＜河川(湖沼を除く)＞

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注) 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日 環告第 59 号 最終改正 平成 28 年環告第 37 号)



凡 例

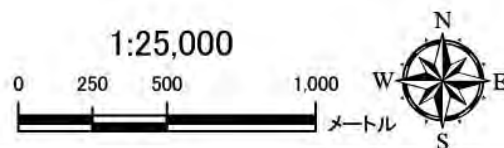
- 都市計画対象道路事業実施区域
- 国内線旅客ターミナル
- 福岡空港
- 市町村界
- 区界

河川類型指定

- C 類型
- D 類型

図 4.2.7-1 水域類型指定状況

出典:「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」
(平成8年6月14日 福岡県告示第1141号, 第1142号)



3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」第 16 条第 1 項の規定に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 4.2.7-3 に示すとおりである。

表 4.2.7-3 地下水の水質汚濁に係る環境基準

○人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン (別名 塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格(以下「規格」という)K0102 の 43.2.1, 43.2.3, 43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年 3 月 13 日 環告第 10 号 最終改正 平成 28 年環告第 31 号)

4) 騒音に係る環境基準

ア. 一般住居環境

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められている。騒音に係る環境基準は表 4.2.7-4 に示すとおりである。

なお、この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

事業実施区域周囲における騒音に係る環境基準の地域類型は図 4.2.7-2 に示すとおりである。

表 4.2.7-4(1) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域(一般地域))

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注 1) 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

注 2) AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注 3) A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注 4) B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注 5) C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環告第 64 号 最終改正 平成 24 年環告第 54 号）

表 4.2.7-4(2) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環告第 64 号 最終改正 平成 24 年環告第 54 号）

表 4.2.7-4(3)騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。	

注 1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

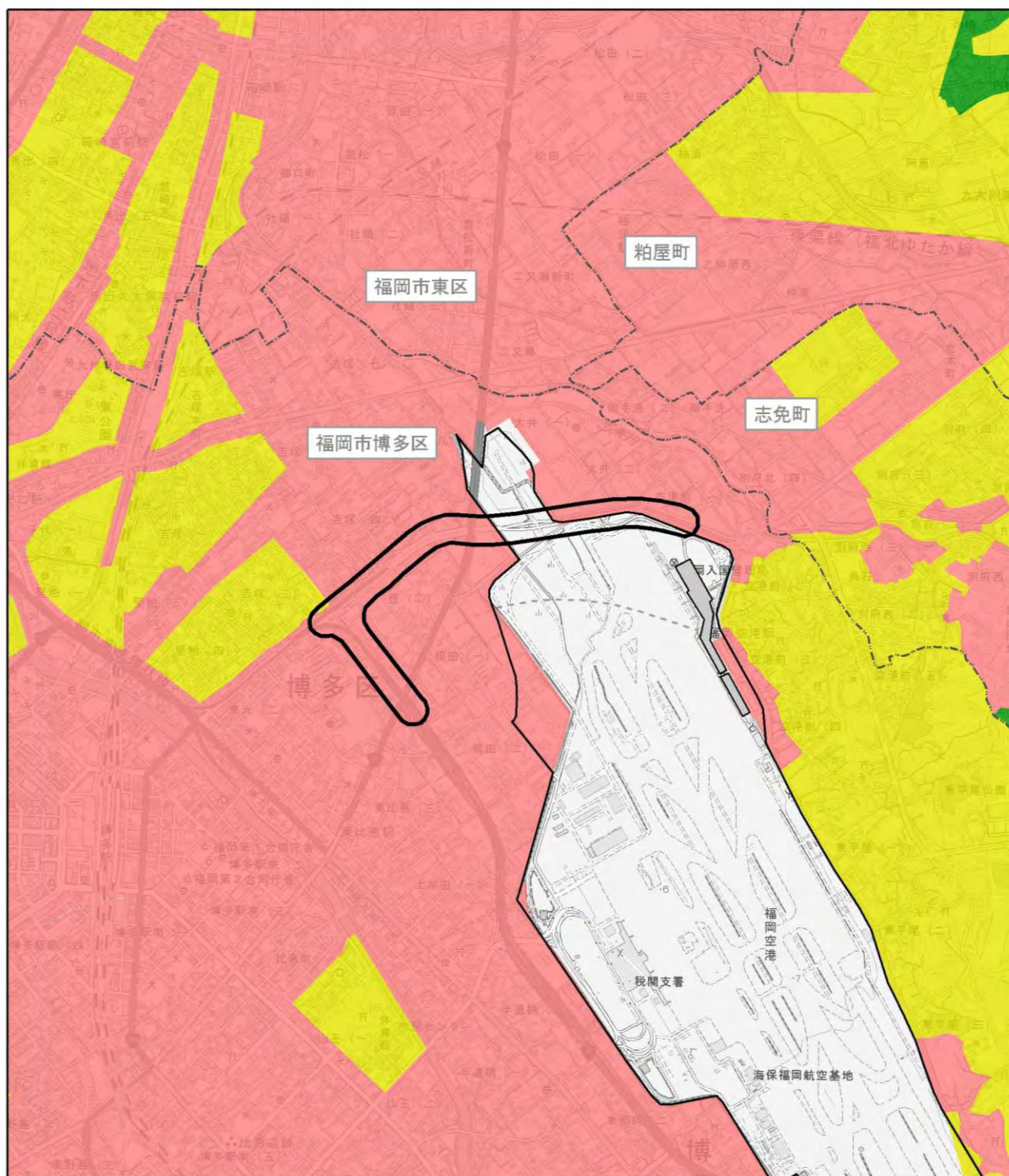
- 1) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道，一般国道，都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。)。
- 2) 前項に掲げる道路を除くほか，一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 項に定める自動車専用道路。

注 2) 「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは，次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- 1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
- 2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日 環告第 64 号 最終改正 平成 24 年環告第 54 号)

「騒音に係る環境基準の改正について」(平成 10 年 9 月 30 日 環大企 257 号)

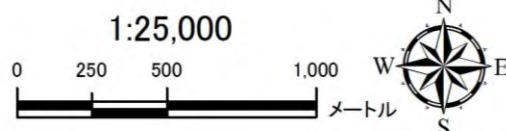


凡 例

- | | |
|----------------|-----|
| 都市計画対象道路事業実施区域 | A類型 |
| 国内線旅客ターミナル | B類型 |
| 福岡空港 | C類型 |
| 市町村界 | 除外 |
| 区界 | |

図 4.2.7-2 騒音に係る環境基準の類型指定状況

出典：「騒音規制法及び振動規制法に係る指定地域図」（平成 30 年 3 月 福岡市）
「粕屋町全図」（平成 26 年 3 月 粕屋町）
「騒音規制法に基づく規制地域の指定図」（平成 24 年 9 月 志免町）



イ. 航空機騒音

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、航空機騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められている。

航空機騒音に係る環境基準は表 4.2.7-5 に示すとおりである。

また、事業実施区域周囲における航空機騒音に係る環境基準の地域類型は、図 4.2.7-3 に示すとおりである。

なお、航空機騒音に係る環境基準については、環境省より平成19年12月17日付で一部改正が告示されている。

表 4.2.7-5 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (L_{den})
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下
備考 1. 1日平均離着陸回数が10回以下の飛行場についても適用対象とする。 2. 平成25年4月1日施行	

注1) Iをあてはめる地域は専ら住宅の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

(「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年12月27日環告第154号 最終改正 平成19年環告第114号))

注2) 地域類型は「航空機騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域」(平成4年4月6日福岡県告示第672号 最終改正 平成30年福岡県告示第863号)に基づいて指定されており、以下に示すとおりである。

I : 福岡市(東区、博多区、中央区、南区)、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域。

II : 福岡市(東区、博多区、中央区、南区)、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町のうち、類型Iをあてはめた地域以外の地域。

ただし、工業専用地域、市街化調整区域にある森林地域(国土利用計画法)、河川区域(河川法)、海上、湖沼及び福岡空港敷地は除く。

注3) L_{den} とは、時間帯補正等価騒音レベルのことで、航空機の飛行音や地上音を時間帯によって重み付けし、1日の航空機騒音レベルを評価した指標である。単位はデシベル(dB)で表す。

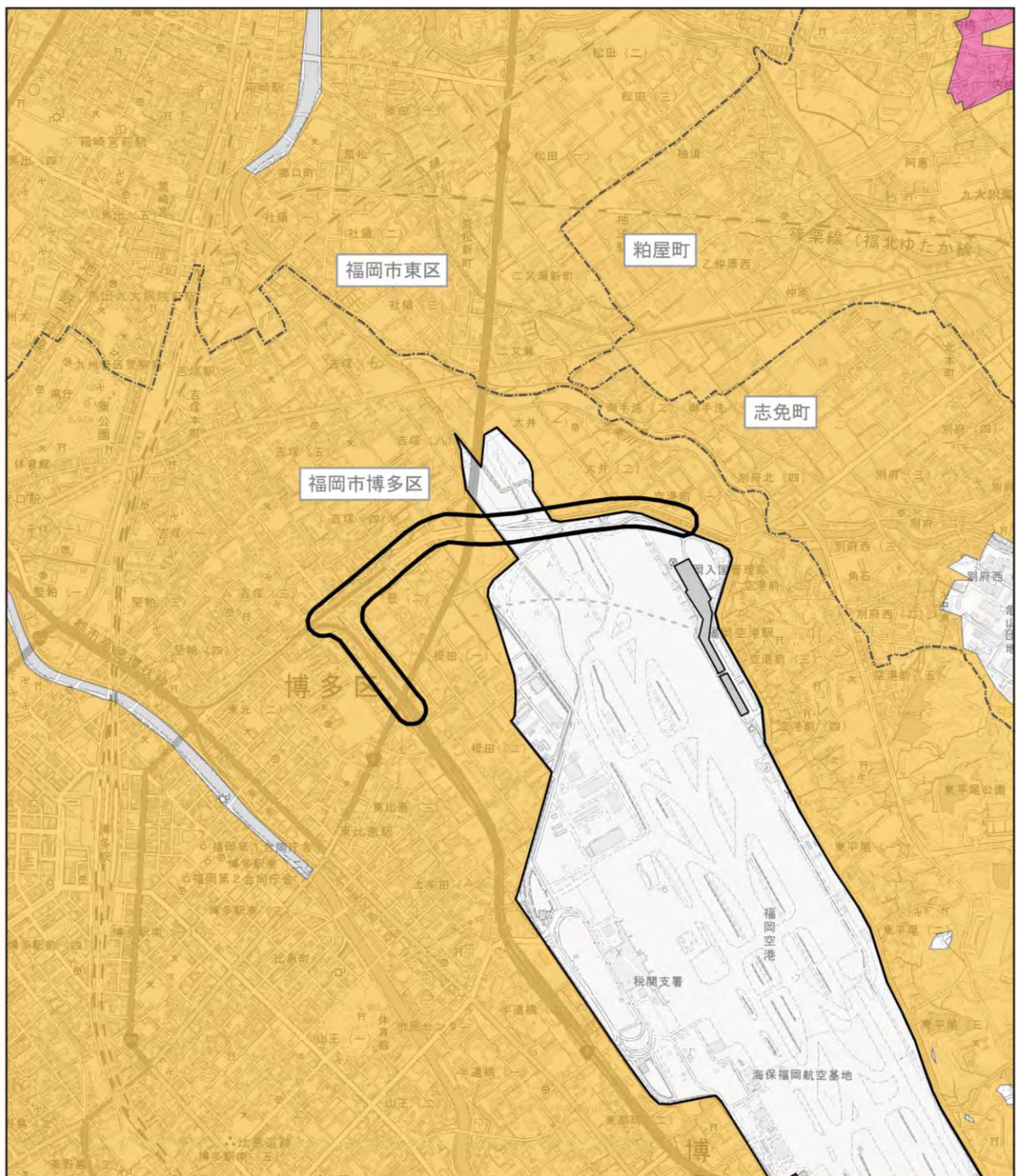
注4) 環境基本法における航空機騒音に係る環境基準が改正され、平成25年4月から評価指標が加重等価平均感覚騒音レベル(WECPNL)から時間帯補正等価騒音レベル(L_{den})に変更された。

出典: 「航空機騒音に係る環境基準について」

(昭和48年12月27日環告第154号 最終改正 平成19年環告第114号)

「航空機騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域」

(平成4年4月6日福岡県告示第672号 最終改正 平成30年福岡県告示第863号)



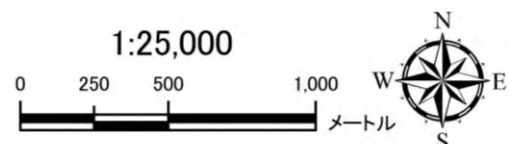
凡 例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 国内線旅客ターミナル
- 福岡空港
- 市町村界
- 区界

- 類型Ⅰ
- 類型Ⅱ

図 4.2.7-3 航空機騒音に係る環境基準の
類型指定状況

出典:「福岡市都市計画閲覧システム」(福岡市ホームページ)
「粕屋町都市計画総括図」(平成30年1月 粕屋町)
「志免町都市計画総括図」(平成30年4月 志免町)



5) 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」第 16 条第 1 項の規定に基づき、土壌に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅等の 29 項目に関して環境基準が定められている。

土壌の汚染に係る環境基準は表 4.2.7-6 に示すとおりである。

表 4.2.7-6 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	
1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg, 0.01mg, 0.05mg, 0.01mg, 0.0005mg, 0.01mg, 0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg, 0.03mg, 0.15mg, 0.03mg, 0.0015mg, 0.03mg, 2.4mg 及び 3mg とする。	
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。	

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日 環告第 46 号 最終改正 平成 28 年環告第 30 号）

6) ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月法律第 105 号 最終改正 平成 26 年法律第 72 号）第 7 条の規定に基づきダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、表 4.2.7-7 に示すとおり環境基準が定められている。

表 4.2.7-7 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）
及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日環告第 68 号 最終改正 平成 21 年環告第 11 号）

(2) 大気汚染に係る規制

1) 施設の設置等に対する規制

「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月法律第 97 号 最終改正 平成 29 年法律第 45 号）では、同法で規定するばい煙発生施設及び粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設を設置しようとする場合及び水銀排出施設を設置又は構造変更をしようとする場合に届け出義務を課すほか、ばい煙の排出基準及び粉じん発生施設の構造、使用、管理に関する基準、揮発性有機化合物排出施設の排出基準、水銀排出施設の排出基準が定められている。

また、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成 14 年 12 月条例第 79 号）では「大気汚染防止法」の規模要件に該当しない小規模の施設についても、同条例で規定する、ばい煙に係る特定施設として設置する場合に届出が義務づけられ、排出基準が定められている。

事業実施区域周囲において、大気汚染防止法及び条例で規制されている物質及びその規制基準の概要は、表 4.2.7-8 に示すとおりである。

また、ばい煙発生施設又は特定物質（アンモニア等 28 物質）を発生する施設を設置している者に対して、事故が発生した場合の応急措置及び復旧義務が課せられている。

表 4.2.7-8 規制対象物質及びその規制基準の概要

規制物質		規制基準	法令	備考
硫黄酸化物		排出口の高さ (He) 及び地域ごとに定める定数 K の値に応じて規制値 (排出量) を設定。 $q=K \times 10^{-3} \times He^2$ K 値: 福岡市 8.76 その他の市町 17.5	大気汚染防止法施行規則第3条	汚染地域に厳しくするため地域ごとに基準値を定めている。
ばいじん		0.04~0.5g/Nm ³ (一般排出基準)	同第4条	施設の種類及び規模ごとに基準値を定めている。
有害物質	カドミウム及びその化合物	1.0mg/Nm ³	同第5条	施設を指定している。
	塩素	30mg/Nm ³	同第5条	施設を指定している。
	塩化水素	80mg/Nm ³ (700mg/Nm ³)	同第5条	施設を指定している。() 内は廃棄物焼却施設のみ。
	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	1.0~20mg/Nm ³	同第5条	施設によって4種の基準がある。
	鉛及びその化合物	10~30mg/Nm ³	同第5条	施設を指定している。
	窒素酸化物	新設: 60~1,200ppm 既設: 60~600ppm	同第5条	施設を指定している。
	水銀	新設: 8~100 µg/Nm ³ 既設: 10~400 µg/Nm ³	同第5条	施設を指定している。

出典: 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月22日厚・通令第1号 最終改正 平成29年環令第1号)

2) 自動車排出ガスの規制

現在、規制の対象となる「自動車」として、ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに原動機付自転車が定められている。

また、自動車が一定の条件で運行する場合に排出される自動車排出ガスの量の「許容限度」が定められており、自動車の種類・重量・乗車定員及びエンジンの修理、使用燃料、並びに排出形態別に応じた所定の測定方法による場合の、自動車排出ガスの排出重量又は排出濃度として定められている。対象となる自動車排出ガスの種類として、一酸化炭素、非メタン炭化水素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質が定められている。

自動車排出ガスの量は、自動車の構造、装置等と密接不可分の関係にあり、その実施については「大気汚染防止法」では直接には行わず、「道路運送車両法」(昭和26年6月法律第185号 最終改正 平成29年法律第56号)に基づいて規制を行うこととし、国土交通大臣は、同法に基づく規制の実施の際に、大気汚染の防止を図るべく自動車排出ガスの量の許容限度が確保されるように考慮しなければならないこととしている。

なお、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年6月法律第70号 最終改正 平成23年法律第105号)において規定される窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域は、事業実施区域周囲には指定されていない。

(3) 水質汚濁に係る規制

1) 工場排水等に対する規制

特定施設を設置し、公共用水域に排出水を排出する工場・事業場に対しては、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年 12 月法律第 138 号 最終改正 平成 29 年法律第 45 号)に基づき排出水の規制が行われている。水質汚濁防止法に基づく排水基準は表 4.2.7-9 に示すとおりである。この他、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和 48 年 3 月福岡県条例第 8 号 最終改正 平成 24 年福岡県条例第 79 号)においても規制対象工場・事業場の追加及び排水基準の強化(上乘せ排水基準)が定められている。

「湖沼水質保全特別措置法」(昭和 59 年 7 月法律第 61 号 最終改正 平成 26 年法律第 72 号)に基づく指定湖沼及び指定地域として、事業実施区域周囲は指定されていない。

また、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和 48 年 10 月法律第 110 号 最終改正 平成 27 年法律第 78 号)に規定された瀬戸内海の関係府県の区域としても、事業実施区域周囲は指定されていない。

表 4. 2. 7-9(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(有害物質による排出水の汚染状態)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム0.03mg/L
シアン化合物	シアン1mg/L
有機リン化合物(パラチオン, メチルパラチオン, メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム0.5mg/L
砒素及びその化合物	砒素0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレン0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素10mg/L 海域に排出されるもの ほう素230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素8mg/L 海域に排出されるもの ふっ素15mg/L
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考)1. 「検出されないこと。」とは, 第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において, その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は, 水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第二条第一項に規定するものをいう。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については, 当分の間, 適用しない。	

出典: 「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日 総令第35号 最終改正 平成30年環令第18号)

表 4.2.7-9(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(その他の排出水の汚染状態)

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量	160 mg/L(日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量	160 mg/L(日間平均120mg/L)
浮遊物質	200 mg/L(日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000 個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L(日間平均60mg/L)
磷含有量	16 mg/L(日間平均8mg/L)
備考)1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。 7. 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。	

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日 総令第35号 最終改正 平成30年環令第18号)

表 4.2.7-10(1) 上乗せ排水基準

I. 博多湾水域に係る上乗せ排水基準

①：那珂川、御笠川及び河口海域(福岡市博多区沖浜町中央埠頭西端、同市中央区那の津五丁目須崎埠頭北端及び同市博多区築港本町博多埠頭西端を上記の順に結んだ直線並びに同市博多区築港本町博多埠頭西端から同市博多区沖浜町中央埠頭西端に至る海岸線によって囲まれた海域に限る。)並びにこれらに流入する公共用水域

業種(施設)		項目及び物質並びにその許容限度（単位 mg/L）						適用の日
		生物化学的酸素要求量（BOD）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質 量（SS）	ノルマルヘキサン抽出物質（n-Hex）		フェノール類	
					動植物油脂類	鉱油類		
①下水道整備地域に所在する特定事業場								
全業種		30(20)	30(20)	100(70)	—	—	—	—
②下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場（S48. 4. 1 において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場）								
畜産食料品製造業，水産食料品製造業，小麦粉製造業，パン製造業，菓子製造業，飲料製造業，ぶどう糖製造業，水あめ製造業，繊維製品製造業及びと畜業		80(60)	—	100(80)	15	—	—	—
砂糖製造業		80(60)	80(60)	100(80)	—	—	—	
パルプ製造業及び紙製造業		80(60)	—	100(70)	—	—	—	
写真現像業		80(60)	80(60)	—	—	—	—	
し尿処理施設	合併処理	45(30)	—	120(90)	—	—	—	
	単独処理	120(90)	—	150(120)	—	—	—	
下水道終末処理施設		30(20)	—	100(70)	—	—	—	
合成樹脂製造業		—	—	—	—	—	1	
その他の施設		120(90)	—	150(120)	—	—	—	H2. 4. 1～
③下水道整備地域以外の地域に所在する新規事業場（S48. 4. 2 以後に特定施設（これに相当する施設を含む。）を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場）								
し尿処理施設		45(30)	—	120(90)	—	—	—	—
追加指定施設		120(90)	—	150(120)	—	—	—	H2. 4. 1～
その他の施設		30(20)	30(20)	100(70)	20	—	1	—

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和48年3月福岡県条例第8号 最終改正 平成24年福岡県条例第79号)

表 4.2.7-10(2) 上乗せ排水基準

②：①を除く博多湾水域

業種(施設)			項目及び物質並びにその許容限度 (単位 mg/L)					適用の日	
			生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	ノルマルヘキサン抽出物質 (n-Hex)			フェノール類
						動植物油脂類	鉱油類		
①下水道整備地域に所在する特定事業場									
全業種			30(20)	30(20)	100(70)	—	—	—	—
②下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場 (S49.8.1 において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場)									
畜産食料品製造業、水産食料品製造業及び飲料製造業			120(90)	120(90)	150(120)	20	—	—	—
セメント製品製造業			—	—	70(50)	—	—	—	
と畜業			80(60)	80(60)	100(70)	—	—	—	
し尿処理施設	し尿浄化槽	処理対象人員が 2,001人以上	45(30)	—	100(70)	—	—	—	
		処理対象人員が 2,000人以下	80(60)	—	120(90)	—	—	—	
	その他のし尿処理施設		45(30)	—	100(70)	—	—	—	
下水道終末処理施設			30(20)	—	100(70)	—	—	—	
その他の施設			120(90)	120(90)	150(120)	—	—	—	H2.4.1～
③下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場 (S49.8.2 以後に特定施設 (これに相当する施設を含む。)を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場)									
し尿処理施設			45(30)	—	100(70)	—	—	—	—
下水道終末処理施設			30(20)	—	100(70)	—	—	—	
追加指定施設			120(90)	120(90)	150(120)	—	—	—	H2.4.1～
その他の施設	通常の排水量が 2,000m ³ /日以上のもの		30(20)	30(20)	30(25)	2	2	1	—
	通常の排水量が 500m ³ /日以上 2,000m ³ /日未満のもの		50(40)	50(40)	70(50)	10	2	1	
	通常の排水量が 500m ³ /日未満のもの		80(60)	80(60)	100(70)	15	2	1	

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和48年3月福岡県条例第8号 最終改正 平成24年福岡県条例第79号)

(4) 騒音に係る規制

「騒音規制法」(昭和 43 年 6 月法律第 98 号 最終改正 平成 26 年法律第 72 号)に基づき、騒音を防止する必要があるとして指定された地域内における工場・事業場の事業活動に伴う騒音及び建設工事に伴う騒音について規制が定められている。また、道路交通騒音については措置を要請する限度が定められている。

1) 特定工場等の騒音に係る規制基準

「騒音規制法」の規定に基づく特定工場等（政令で定める特定施設〔金属加工機械等 11 種類〕を設置する工場又は事業場）において発生する騒音の福岡県及び福岡市内の規制基準は、表 4.2.7-11 に示すとおりである。

また、事業実施区域周囲における騒音規制地域の指定状況は、図 4.2.7-4 に示すとおりである。

表 4.2.7-11 特定工場等の騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
第 1 種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下
第 2 種区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	50 デシベル以下
第 3 種区域	65 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下
第 4 種区域	70 デシベル以下	70 デシベル以下	65 デシベル以下

注 1) 時間の区分は以下のとおりである。

朝：午前 6 時から午前 8 時 昼間：午前 8 時から午後 7 時 夕：午後 7 時から午後 11 時
夜間：午後 11 時から翌日の午前 6 時

注 2) 福岡市においては、第 1 種、第 2 種、第 3 種及び第 4 種区域とは、次に掲げる区域をいい、区域毎に地域が指定されている。

- ・第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
- ・第 2 種区域：主として、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域・準住居地域、近隣商業地域（容積率 200%）、市街化調整区域
- ・第 3 種区域：主として、近隣商業地域（容積率 300%）、商業地域・準工業地域
- ・第 4 種区域：主として、工業地域・工業専用地域
- ・除外する区域：福岡空港

注 3) 志免町、粕屋町においては、第 1 種、第 2 種、第 3 種及び第 4 種区域とは、次に掲げる区域をいい、区域毎に地域が指定されている。

- ・第 1 種区域：図 4.2.7-4 において緑色で着色した区域
- ・第 2 種区域：図 4.2.7-4 において黄色で着色した区域
- ・第 3 種区域：図 4.2.7-4 において桃色で着色した区域
- ・第 4 種区域：図 4.2.7-4 において青色で着色した区域

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和 43 年 11 月 27 日厚・農・通・運告第 1 号 最終改正 平成 27 年環告第 67 号)

「騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定」

(昭和 61 年 11 月 15 日 福岡県告示第 1712 号 最終改正 平成 24 年 3 月 30 日 福岡県告示第 661 号、平成 9 年 3 月 31 日 福岡市告示第 74 号 最終改正 平成 30 年 9 月 27 日 福岡市告示第 233 号)

2) 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制

「騒音規制法」の規定に基づく、指定区域内における特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は、表 4.2.7-12 に示すとおりである。

また、事業実施区域周囲における騒音規制地域の指定状況は、図 4.2.7-4 に示すとおりである。

表 4.2.7-12 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

規制種別	区域	基 準
基準値	第 1 号区域	85 デシベルを超える大きさのものでないこと。
	第 2 号区域	
作業時刻	第 1 号区域	午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと。
	第 2 号区域	午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内でないこと。
1 日当たりの作業時間	第 1 号区域	1 日 10 時間を超えないこと。
	第 2 号区域	1 日 14 時間を超えないこと。
作業の期間	第 1 号区域	連続して 6 日を超えないこと。
	第 2 号区域	
作業日	第 1 号区域	日曜日その他の休日でないこと。
	第 2 号区域	

注 1) 特定建設作業とは、次に掲げる作業をいう。

- ・くい打機(もんけんを除く。)くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
- ・びょう打機を使用する作業
- ・さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
- ・空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるのものであつて、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
- ・コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200Kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
- ・バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。)を使用する作業
- ・トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。)を使用する作業
- ・ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。)を使用する作業

注 2) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値

注 3) 基準値を超える大きさの騒音を発生する場合に勧告又は命令を行うに当たり、1 日における作業時間を「1 日当たりの作業時間」欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることができる。

注 4) 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

注 5) 福岡市においては、第 1 号区域、第 2 号区域とは、次に掲げる区域をいい、区域毎に地域が指定されている。

第 1 号区域：騒音の指定区域のうち第 1 種、第 2 種、第 3 種区域の全域

第 4 種区域のうち学校等の周囲 80m 以内の区域

第 2 号区域：騒音の指定区域のうち 1 号区域以外の区域

注 6) 志免町、粕屋町においては、第 1 号区域は、福岡県知事が指定する地域（以下「指定地域」という。）のうち、次に掲げる区域である。

1) 指定地域のうち、第 1 種区域(図 4.2.7-4 において緑色で着色した区域)、第 2 種区域(図 4.2.7-4 において黄色で着色した区域)、第 3 種区域(図 4.2.7-4 において桃色で着色した区域)

2) 指定地域のうち、第 4 種区域(図 4.2.7-4 において青色で着色した区域)であつて、次に掲げる施設の周囲概ね 80 メートルの区域内。

イ：学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校

ロ：児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所

ハ：医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 に規定する病院及び同条第 2 項に規定する

診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの

ニ：図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館

ホ：老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

ヘ：就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」

（昭和 43 年 11 月 27 日厚・建告第 1 号 最終改正 平成 27 年環告第 66 号）

（区域の区分：昭和 61 年 11 月 15 日 福岡県告示第 1714 号 最終改正 平成 30 年 福岡県告示第 168 号，昭和 61 年 4 月 1 日 福岡市告示第 74 号 最終改正 平成 27 年 福岡市告示第 114 号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第 1 に規定する区域の指定」

（昭和 61 年 11 月 15 日 福岡県告示第 1714 号 最終改正 平成 27 年 8 月 28 日 福岡県告示第 710 号，昭和 61 年 4 月 1 日 福岡市告示第 74 号 最終改正 平成 27 年 福岡市告示第 114 号）

3) 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」では、指定地域内において定められた方法で測定を行った自動車騒音が表 4.2.7-13 に示す限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認める時には、市町村長は都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置(交通規制)を執るべきことを要請するものとし、また必要があると認められる時は道路管理者または管理行政機関の長に道路部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関して意見を述べることができると定められている。

なお、事業実施区域周囲における騒音規制区域の指定状況は、図 4.2.7-4 に示すとおりである。

表 4.2.7-13 自動車騒音の要請限度(等価騒音レベル(L_{Aeq}))

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
1. a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2. a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3. b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

注 1) 昼間：午前 6 時から午後 10 時、夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時

注 2) 福岡市においては、a 区域、b 区域、c 区域とは、次に掲げる区域をいう。

a 区域：第 1 種区域

b 区域：第 2 種区域

c 区域：第 3 種、第 4 種区域

注 3) 志免町、粕屋町においては、a 区域、b 区域、c 区域とは、次に掲げる区域をいう。

a 区域：騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、福岡県知事が指定する地域(以下「指定地域」という。)のうち、同法第 4 条第 1 項の指定に基づき、福岡県知事が定める時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準(以下「規制基準」という。)により第 1 種区域に区分された地域

b 区域：指定地域のうち、規制基準により第 2 種区域に区分された地域

c 区域：指定地域のうち、規制基準により第 3 種区域及び第 4 種区域に区分された地域

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
(平成 12 年 3 月 2 日 総令第 15 号 最終改正 平成 23 年環令第 32 号)

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表備考の区域」

(平成 12 年 3 月 31 日 福岡県告示第 586 号の 4 最終改正 平成 24 年 福岡県告示第 664 号、
平成 12 年 3 月 30 日 福岡市告示第 86 号 最終改正 平成 27 年 福岡市告示第 115 号)

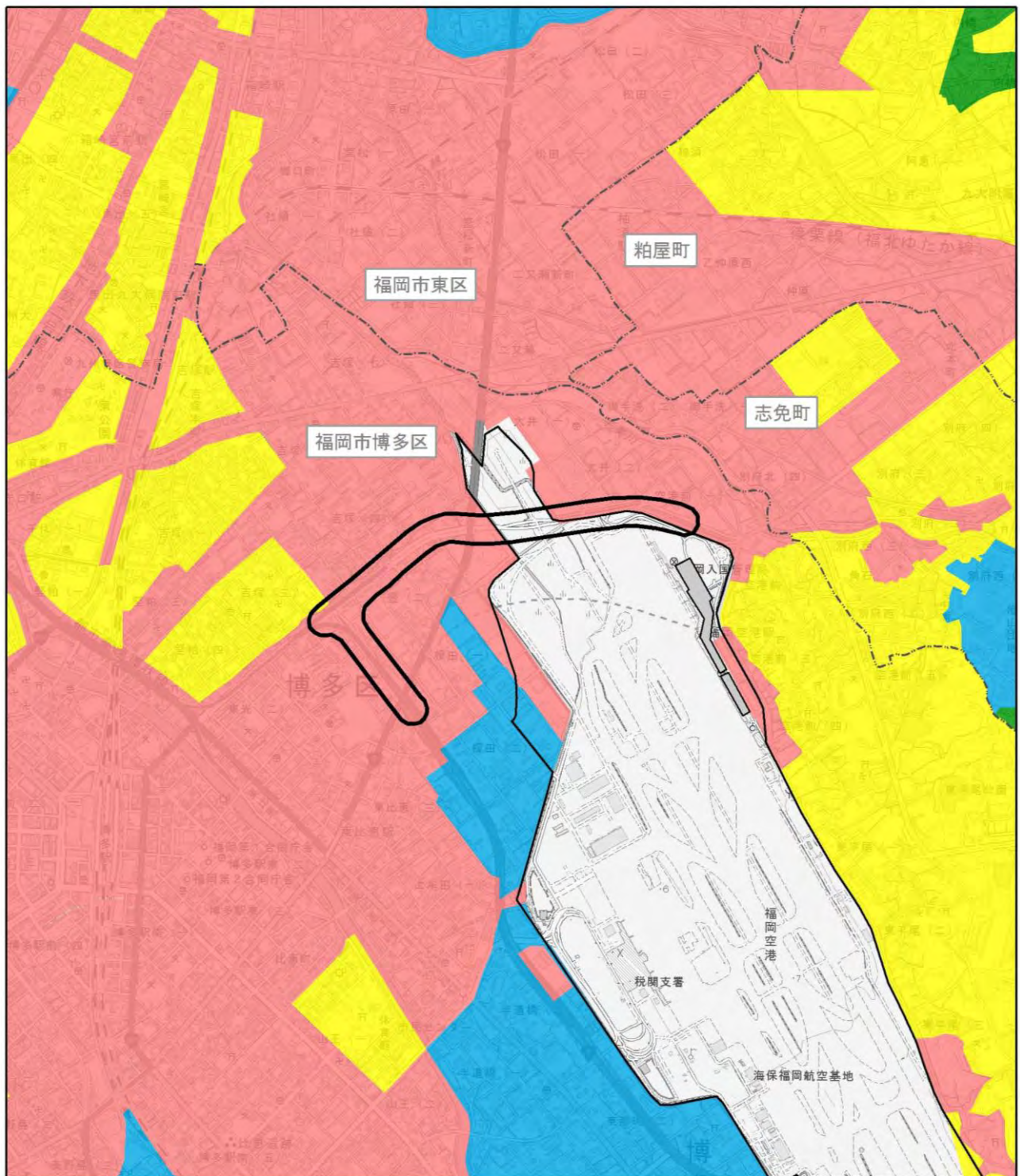


図 4.2.7-4 騒音規制区域図

凡 例

-  都市計画対象道路事業実施区域
 国内線旅客ターミナル
 福岡空港
 市町村界
 区界

	特定工場等	特定建設作業	要請限度
	第1種区域	第1号区域	a区域
	第2種区域		b区域
	第3種区域		c区域
	第4種区域	第2号区域	

※学校等の周囲80m以内の区域は第1号区域

出典：「騒音規制法及び振動規制法に係る指定地域図」（平成 30 年 9 月 福岡市）
「粕屋町全図」（平成 26 年 3 月 粕屋町）
「騒音規制法に基づく規制地域の指定図」（平成 24 年 9 月 志免町）

1:25,000



(5) 振動に係る規制

「振動規制法」(昭和 51 年 6 月法律第 64 号 最終改正 平成 26 年法律第 72 号)に基づき、振動を防止する必要があるとして指定されている地域内における工場・事業場の事業活動に伴う振動及び建設工事に伴う振動について規制が定められているとともに、道路交通振動については措置を要請する限度が定められている。

1) 特定工場等の振動に係る規制基準

「振動規制法」の規定に基づく特定工場等[政令で定める特定施設(金属加工機械等 10 種類)を設置する工場又は事業場]の敷地境界線において振動の規制基準は、表 4.2.7-14 に示すとおり定められている。

また、事業実施区域周囲における特定工場等の振動に係る規制地域の指定状況は、図 4.2.7-5 に示すとおりである。

表 4.2.7-14 特定工場等の振動に係る規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

注 1) 時間の区分は以下のとおりである。

昼間：午前 8 時から午後 7 時 夜間：午後 7 時から翌日午前 8 時

注 2) 福岡市においては、第 1 種、第 2 種区域とは、次に掲げる区域をいう。

第 1 種区域：主として、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域近隣商業地域（容積率 200%）、市街化調整区域
第 2 種区域：主として、近隣商業地域（容積率 300%）、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

除外する地域：福岡空港・工業専用地域及び臨港地区の一部

注 3) 志免町、粕屋町においては、第 1 種、第 2 種区域とは、次に掲げる区域をいう。

第 1 種区域：図 4.2.7-5 において緑色で着色した区域

第 2 種区域：図 4.2.7-5 において黄色で着色した区域

注 4) 振動規制法に規定する特定施設は以下のとおりである。

- ・金属加工機械：液圧プレス(矯正プレスを除く。)、機械プレス、せん断機(原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。)、鍛造機、ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。)
- ・圧縮機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
- ・土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
- ・織機(原動機を用いるものに限る。)
- ・コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。))並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。)
- ・木材加工機械：ドラムパーカー、チップパー(原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。)
- ・印刷機械(原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。)
- ・ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。)
- ・合成樹脂用射出成形機
- ・鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」

(昭和 51 年 11 月 10 日 環告第 90 号 最終改正 平成 27 年環告第 65 号)

「振動規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく指定地域の規制基準」

(昭和 61 年 11 月 15 日 福岡県告示第 1717 号 最終改正 平成 24 年 福岡県告示第 666 号、平成 9 年 3 月 31 日 福岡市告示第 77 号 最終改正 平成 30 年 福岡市告示第 235 号)

2) 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制

「振動規制法」の規定に基づき、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る基準は表 4.2.7-15 に示すとおりである。

また、事業実施区域周囲における特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制地域の指定状況は、図 4.2.7-5 に示すとおりである。

表 4.2.7-15 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る規制基準

規制種別	区域	基 準
基準値	第 1 号区域	75 デンベルを超える大きさのものでないこと。
	第 2 号区域	
作業時刻	第 1 号区域	午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと。
	第 2 号区域	午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内でないこと。
1 日当たりの作業時間	第 1 号区域	1 日 10 時間を超えないこと。
	第 2 号区域	1 日 14 時間を超えないこと。
作業の期間	第 1 号区域	連続して 6 日を超えないこと。
	第 2 号区域	
作業日	第 1 号区域	日曜日その他の休日でないこと。
	第 2 号区域	

注 1) 特定建設作業とは、次に掲げる作業をいう。

- ・くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
- ・鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- ・舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
- ・ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)

注 2) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値

注 3) 基準値を超える大きさの振動を発生する場合に勧告又は命令を行うに当たり、1 日における作業時間を「1 日当たりの作業時間」欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることができる。

注 4) 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

注 5) 福岡市においては、特定工場等の振動の規制基準に係る指定地域全域が第 1 号区域で、第 2 号区域は市内にない。

注 6) 志免町、粕屋町においては、第 1 号区域は、福岡県知事が指定する地域のうち、第 1 種区域(図 4.2.7-5 において緑色で着色した区域)、第 2 種区域(図 4.2.7-5 において黄色で着色した区域に限る。)である。なお、2 号区域は、1 号区域以外の区域であつて、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域内。

- イ：学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
- ロ：児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所
- ハ：医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの
- ニ：図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
- ホ：老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
- ヘ：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

出典：「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日 総令第 58 号 最終改正 平成 27 年環令第 19 号)

「振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号に規定する区域の指定」

(昭和 61 年 11 月 15 日 福岡県告示第 1718 号 最終改正 平成 27 年 福岡県告示第 711 号、平成 9 年 3 月 31 日 福岡市告示第 78 号 最終改正 平成 22 年 福岡市告示第 23 号)

3) 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」では、指定地域内における道路交通振動が表 4.2.7-16 に示す限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認める時には、市町村長は道路管理者に対し、当該道路の道路部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持または修繕の措置をとるべきことを要請し、または都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置(交通規制)を執るべきことを要請するものと定められている。

また、事業実施区域周囲における振動規制地域の指定状況は、図 4.2.7-5 に示すとおりである。

表 4.2.7-16 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注 1) 時間の区分は以下のとおりである。

昼間：午前 8 時から午後 7 時 夜間：午後 7 時から翌日午前 8 時

注 2) 福岡市においては、第 1 種及び第 2 種区域とは、次に掲げる区域をいう。

第 1 種区域：主として第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（容積率 200%）、市街化調整区域、都市計画区域外

第 2 種区域：近隣商業地域（容積率 300%）、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

注 3) 志免町、粕屋町においては、次に掲げる区域をいい、区域毎に地域が指定されている。

第 1 種区域：図 4.2.7-5 において緑色で着色した区域

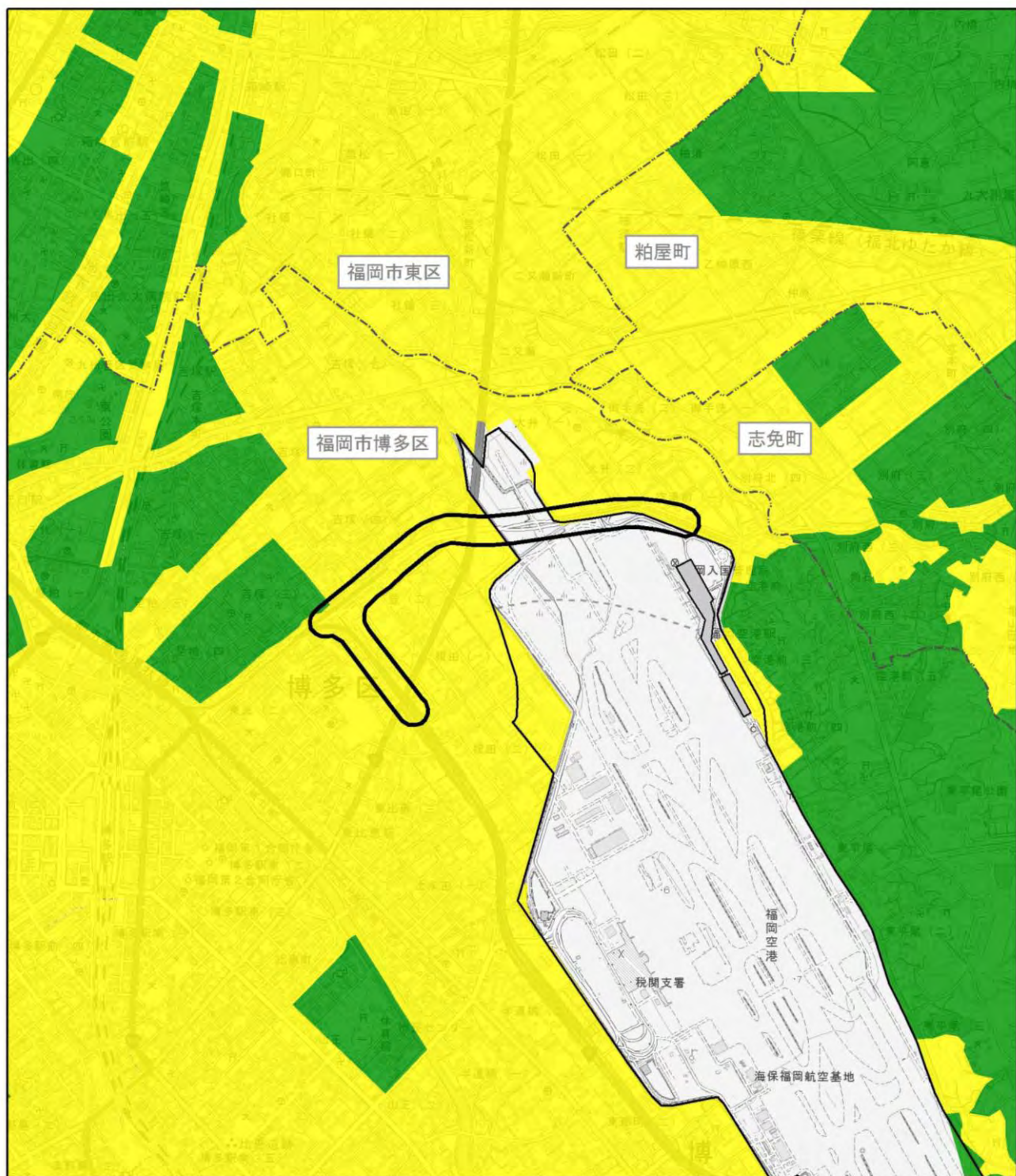
第 2 種区域：図 4.2.7-5 において黄色で着色した区域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日 総令第 58 号 最終改正 平成 27 年環令第 19 号）

「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 及び 2 に規定する区域及び時間の区分」

（昭和 61 年 11 月 15 日 福岡県告示第 1719 号 最終改正 平成 24 年 福岡県告示第 668 号、

昭和 61 年 4 月 1 日 福岡市告示第 79 号 最終改正 平成 27 年 福岡市告示第 4 号）



凡 例

-  都市計画対象道路事業実施区域
 国内線旅客ターミナル
 福岡空港
 市町村界
 区界

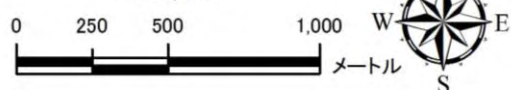
	特定工場等	特定建設作業	要請限度
	第1種区域	第1号区域	第1種区域
	第2種区域		第2種区域

※学校等の周囲80m以内の区域は第1号区域

図 4.2.7-5 振動規制区域図

出典：「騒音規制法及び振動規制法に係る指定地域図」（平成 30 年 9 月 福岡市）
「粕屋町全図」（平成 26 年 3 月 粕屋町）
「振動規制法に基づく規制地域の指定図」（平成 24 年 9 月 志免町）

1:25,000



(6) 悪臭に係る規制

「悪臭防止法」(昭和 46 年 6 月法律第 91 号 最終改正 平成 23 年法律第 105 号)の規定に基づき、規制地域内の工場・事業場に係る悪臭の規制基準が定められている。

また、事業実施区域周囲における悪臭の規制地域の指定は、福岡市においては、市内全域を規制地域に指定し、特定悪臭物質ごとに事業場の敷地境界の基準を定めている。また、「悪臭対策指導要綱」(平成 7 年 6 月)により臭気指数の規制を行っている(敷地境界及び気体排出口ごとに定めており、敷地境界の臭気指数は、6 段階臭気強度表示法(悪臭防止法に同じ)の臭気強度 2.5 に対応する濃度として設定している)。福岡市における特定悪臭物質の規制基準は、表 4.2.7-17 に示すとおりである。

志免町及び粕屋町においては、全域が臭気指数 12(臭気強度 2.5 に相当し、約 16 倍希釈しなければにおいがなくなる値)^{※1}として規制されている。

※1：臭気指数規制に係る指定地域の区分：平成 14 年 3 月 27 日福岡県告示第 473 号 最終改正 平成 28 年福岡県告示第 267 号

表 4.2.7-17 悪臭に係る規制基準

特定悪臭物質	基準	規制基準 (ppm)
アンモニア		1.0
メチルメルカプタン		0.002
硫化水素		0.02
硫化メチル		0.01
二硫化メチル		0.009
トリメチルアミン		0.005
アセトアルデヒド		0.05
プロピオンアルデヒド		0.05
ノルマルブチルアルデヒド		0.009
イソブチルアルデヒド		0.02
ノルマルバレルアルデヒド		0.009
イソバレルアルデヒド		0.003
イソブタノール		0.9
酢酸エチル		3.0
メチルイソブチルケトン		1.0
トルエン		10.0
スチレン		0.4
キシレン		1.0
プロピオン酸		0.03
ノルマル酪酸		0.001
ノルマル吉草酸		0.0009
イソ吉草酸		0.001

出典：「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年 5 月 30 日総令第 39 号 最終改正 平成 23 年環令第 32 号)

(規制基準：昭和 48 年 5 月 31 日 福岡市告示第 82 号)

(7) 土壌の汚染に係る規制

「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号 最終改正 平成 29 年法律第 45 号）に基づき、土壌の汚染状態が基準に適合しない土地については、都道府県知事等により、要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下、要措置区域等という）の指定及び汚染の除去等の措置の指示がなされるほか、要措置区域等内の土地の土壌の搬出時には届出が義務付けられるなど、汚染土壌の搬出に係る規制等が定められている。

土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定に係る基準は、表 4.2.7-18 に示すとおりである。

表 4.2.7-18 土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定に係る基準

特定有害物質	基準	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
カドミウム及びその化合物		カドミウム 0.01mg/L 以下	カドミウム 150mg/kg 以下
六価クロム化合物		六価クロム 0.05mg/L 以下	六価クロム 250mg/kg 以下
クロロエチレン		0.002mg/L 以下	－
シマジン		0.003mg/L 以下	－
シアン化合物		シアンが検出されないこと	遊離シアン 50mg/kg 以下
チオベンカルブ		0.02mg/L 以下	－
四塩化炭素		0.002mg/L 以下	－
1,2-ジクロロエタン		0.004mg/L 以下	－
1,1-ジクロロエチレン		0.1mg/L 以下	－
1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L 以下	－
1,3-ジクロロプロペン		0.002mg/L 以下	－
ジクロロメタン		0.02mg/L 以下	－
水銀及びその化合物		水銀 0.0005mg/L 以下	水銀 15mg/kg 以下
うちアルキル水銀		検出されないこと	
セレン及びその化合物		セレン 0.01mg/L 以下	セレン 150mg/kg 以下
テトラクロロエチレン		0.01mg/L 以下	－
チウラム		0.006mg/L 以下	－
1,1,1-トリクロロエタン		1mg/L 以下	－
1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg/L 以下	－
トリクロロエチレン		0.03mg/L 以下	－
鉛及びその化合物		鉛 0.01mg/L 以下	鉛 150mg/kg 以下
砒素及びその化合物		砒素 0.01mg/L 以下	砒素 150mg/kg 以下
ふっ素及びその化合物		ふっ素 0.8mg/L 以下	ふっ素 4,000mg/kg 以下
ベンゼン		0.01mg/L 以下	－
ほう素及びその化合物		ほう素 1mg/L 以下	ほう素 4,000mg/kg 以下
ポリ塩化ビフェニル		検出されないこと	－
有機りん化合物		検出されないこと	－

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年 12 月 26 日環令第 29 号 最終改正 平成 29 年環令第 29 号）

(8) 地下水の採取に係る規制

事業実施区域周囲は「工業用水法」(昭和 31 年 6 月法律第 146 号 最終改正 平成 26 年法律第 69 号)及び「建物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年 5 月法律第 100 号 最終改正 平成 12 年法律第 91 号)により地下水採取が規制されている地域はない。

(9) 自然環境法令等による指定状況

1) 自然公園, 自然環境保全地域

事業実施区域周囲において、「自然公園法」(昭和 32 年 6 月法律第 161 号 最終改正 平成 26 年法律第 69 号)に基づく国立公園等の指定はされていない。また、「自然環境保全法」(昭和 47 年 6 月法律第 85 号 最終改正 平成 26 年法律第 69 号)及び「福岡県環境保全に関する条例」(昭和 47 年 10 月 条例第 28 号 最終改正 平成 23 年条例第 12 号)に基づく自然環境保全地域の指定地域もない。

2) 鳥獣保護区

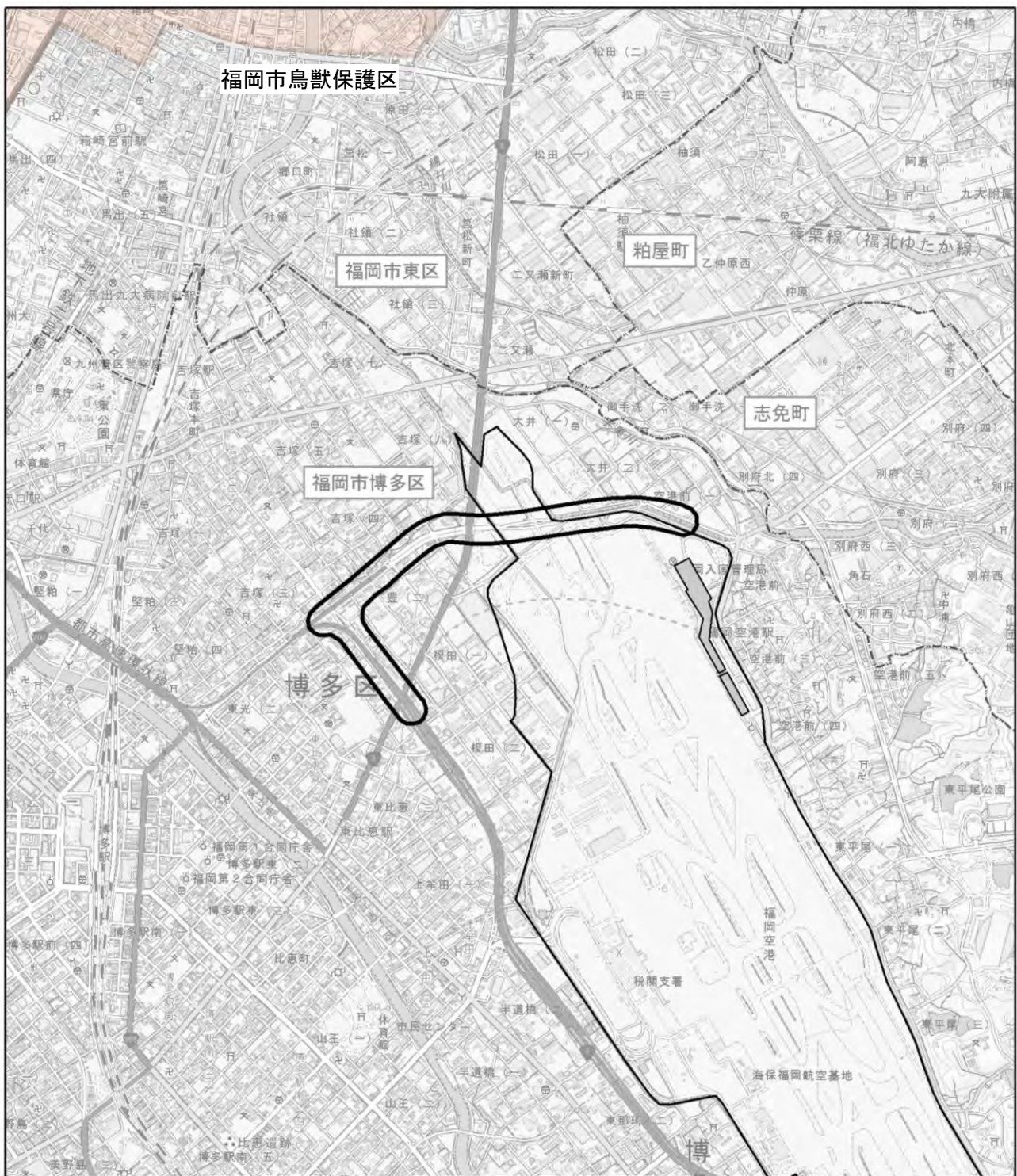
事業実施区域周囲において、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年 7 月法律第 88 号 最終改正 平成 27 年法律第 2 号)に基づく鳥獣保護区等として、福岡市鳥獣保護区が指定されており、その位置は図 4.2.7-6 に示すとおりである。

3) 保安林等

事業実施区域周囲において、「森林法」(昭和 26 年 6 月法律第 249 号 最終改正 平成 30 年法律第 35 号)に基づく保安林は指定されていない。事業実施区域周囲において、森林区域が指定されており、その位置は図 4.2.7-7 に示すとおりである。

4) 風致地区等

事業実施区域周囲において「都市計画法」(昭和 43 年 6 月法律第 100 号 最終改正 平成 30 年法律第 22 号)に基づく風致地区は、福岡市に筥崎宮、東公園が指定されており、その位置は図 4.2.7-8 に示すとおりである。

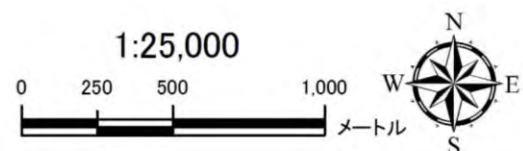


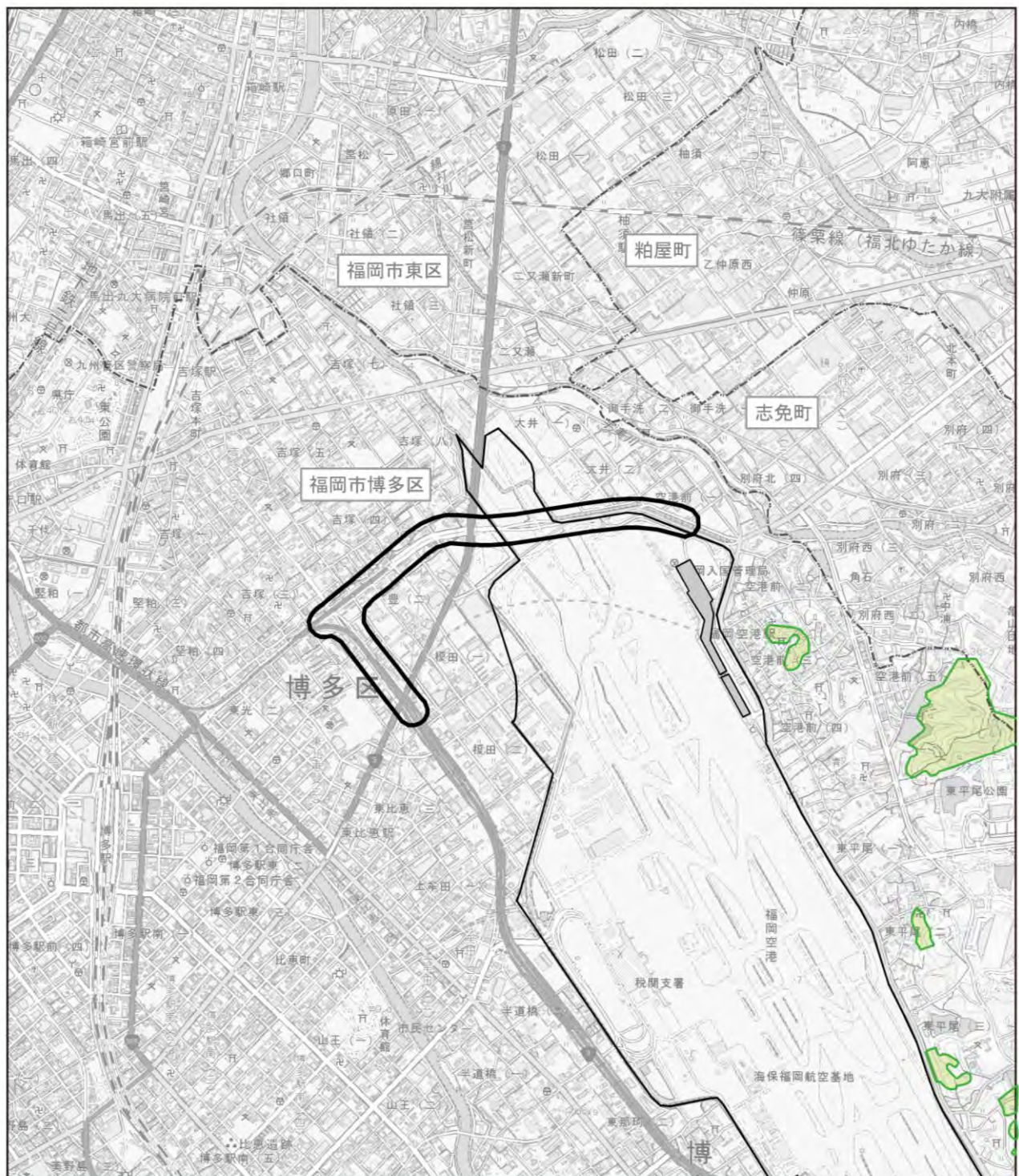
凡 例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 国内線旅客ターミナル
- 福岡空港
- 市町村界
- 区界
- 鳥獣保護区

図 4.2.7-6 鳥獣保護区等指定状況

出典：「平成 30 年度福岡県鳥獣保護区等位置図」
(平成 30 年 8 月 福岡県畜産会)



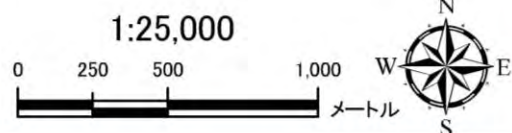


凡 例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 国内線旅客ターミナル
- 福岡空港
- 市町村界
- 区界
- 森林区域

図 4.2.7-7 保安林等指定状況

出典：「国土情報ウェブマッピングシステム」
 (平成27年度 国土交通省国土政策局国土情報課、
<http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudojoho.html>)



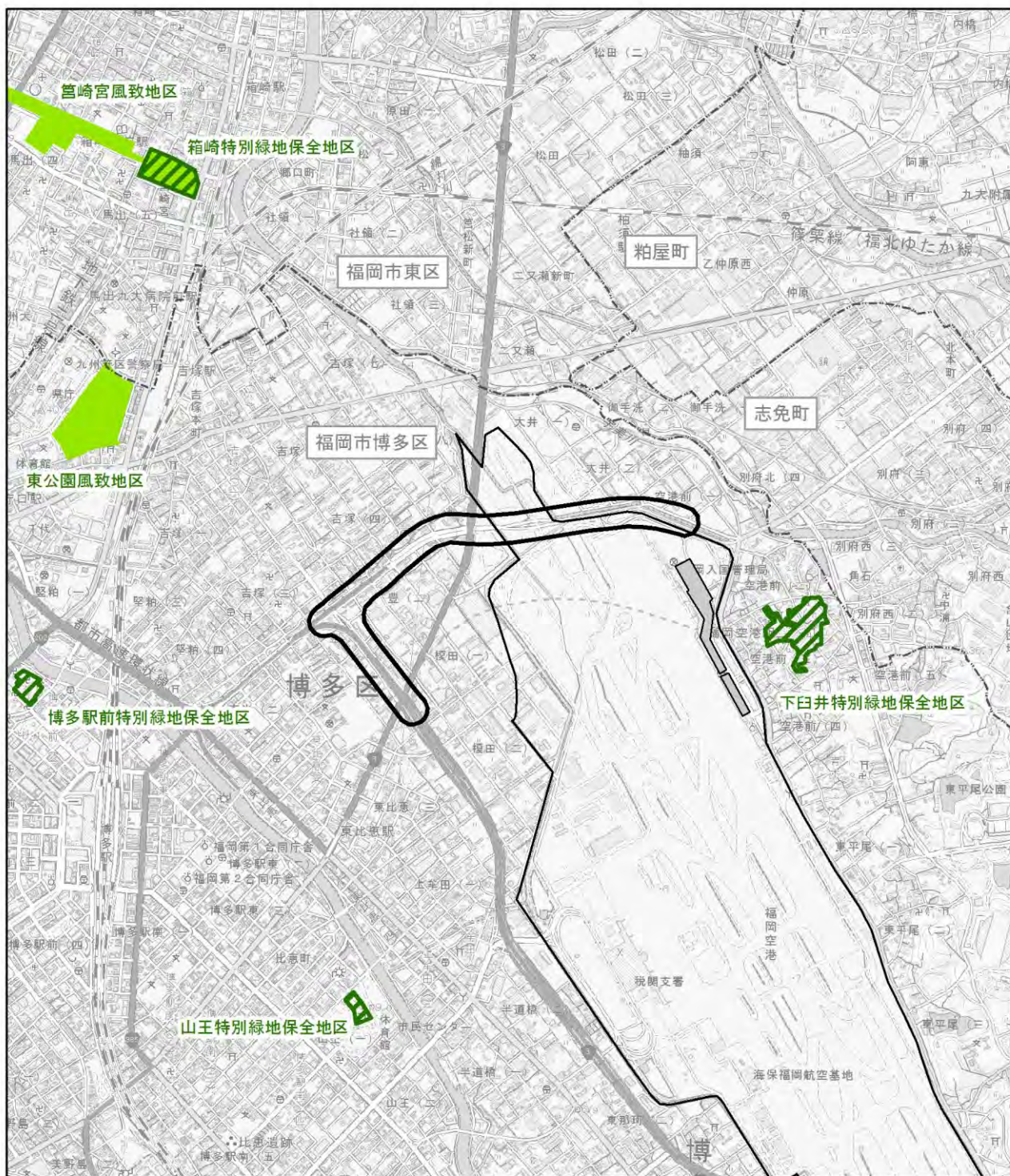


図 4.2.7-8 風致地区指定状況

凡 例

- | | | | |
|--|----------------|--|-----------|
| | 都市計画対象道路事業実施区域 | | 風致地区等指定状況 |
| | 国内線旅客ターミナル | | 風致地区 |
| | 福岡空港 | | 特別緑地保全地区 |
| | 市町村界 | | |
| | 区界 | | |

出典:「福岡都市計画用途地域図」(平成27年4月 福岡市)

